

平成 27 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

I 重点事業

1 見守り活動の推進《拡充》

地区部会が、地域の各種団体・機関とのネットワーク化を図り、ひとり暮らし高齢者等に対して、日常的な見守りや声かけによる安否確認等、安心して地域で暮らせるような仕組みづくりを行えるよう支援します。

2 地域支え合い活動の推進《新規》

地区部会が、地域の各種団体・機関とのネットワーク化を図り、掃除や買い物などの生活行為の一部が困難な方等に対して、日常生活支援等、安心して地域で暮らせるような仕組みづくりを行えるよう支援します。

3 買物支援サービスモデル事業の実施《新規》

買物弱者が多数存在する地域住民に対し、高齢者福祉施設、店舗等が連携し、買物支援事業の仕組みづくりを行います。

4 ボランティア入門講座の開催《拡充》

小学生向け、中学生向け、高校生・大学生向け、シニア向け及び一般向けにボランティア活動を始めるきっかけづくりとして、体験を含めた講座を開催します。

5 災害時における避難行動要支援者の避難支援等に対応した避難訓練の実施《新規》

災害時に備えて、平常時から避難行動要支援者を把握し、地域の関係団体等と連携した避難支援等の訓練を実施します。

6 法人後見の推進《拡充》

市社協として市長申立事件に限らず広く法人後見を受任し、成年後見制度を利用しやすくします。

7 生活困窮者自立支援事業《新規》

生活困窮者自立支援法に基づく事業の一部を受託し、生活困窮者支援の仕組みづくりを行うとともに支援を行います。

Ⅱ 実施事業

1 情報のキャッチボール

より多くの市民に対し、市社協が中心となって実施する地域福祉活動を広く理解していただくために、必要な情報が届くよう、社協だよりの発行やホームページの充実、ボランティア活動情報の提供等を通じて情報の発信に取り組み、地域福祉への理解・参加の促進に努めます。

また、市民の意見を反映した地域福祉活動を推進していくために、電子メールによる意見の収集やイベント等における参加者へのアンケートに取り組み、市民の声を収集していく仕組みづくりに努めます。

(1) 情報の発信

① 社協だよりの発行

社協の存在や地域福祉の現状を広く市民にPRするため、社協だよりを年4回発行し、各町内自治会での回覧や公共施設などへの配架を通じて、多くの市民へ情報を提供します。

② ホームページの充実

社協活動をはじめ地区部会や各種ボランティア団体の活動状況をホームページにわかりやすく掲載するとともに、地域で必要とされる様々な福祉情報を提供します。

③ 災害等緊急時の情報提供

市ボランティアセンターのホームページやソーシャルネットワーキングサービス（登録された利用者同士が交流できるサービス）を活用し、市民に対し、災害時のボランティア情報を提供します。

④ 啓発ポスターなどの作成

市民に福祉への関心をもってもらうために、「福祉のまちづくり推進福祉体験標語・ポスター・作文コンクール」の受賞作品を啓発ポスターや啓発物品の図柄として採用し、地域で行う啓発活動に活用します。

(2) 情報の収集

① メールやアンケートによる意見収集

地域福祉活動を推進していくために、様々な機会においてアンケートやインタビューにより、市社協への期待や要望などの意見を収集します。

2 福祉教育の推進

将来の地域福祉の担い手を育成するため、教育委員会等と連携し、学校における福祉教育が継続的、計画的に実施されるよう支援します。

また、市民の福祉意識や自分の住む地域への関心を高め、主体的な福祉活動への参加につなげるため、地域や施設団体等と連携し、児童や生徒のみならず幅広い世代を対象に、実践や体験を通じた福祉教育の展開に取り組みます。

(1) ボランティア学習の推進

① ボランティア活動推進協力校等指定事業

千葉県教育委員会と連携して、毎年、市内の小学校5校を3年間ボランティア活動推進協力校として指定し、学校が主体となり、学校教育の中にボランティア学習を取り入れ、児童に対して、ボランティア活動のきっかけづくりを行います。

指定校：新規5校 計15校 準指定校：10校

② 福祉教育研究大会の開催

千葉県教育委員会と連携し、毎年、市内の中学校1校を福祉教育研究大会の開催協力校として指定し、学校が主体となり、福祉実践体験の場を設けます。研究大会には近隣の小・中学校の教員や児童・生徒のほか、地域住民に対しても参加の呼び掛けを行います。

③ 高校生介護等体験特別事業

市内の高等学校1校を3年間高校生介護等体験協力校として指定し、市内の社会福祉施設等での介護体験等の機会を提供します。

④ 福祉のまちづくり推進福祉体験標語・ポスター・作文コンクールの実施

市内の小・中学校の児童・生徒を対象に福祉やボランティアをテーマとした作品を募集することで、福祉教育に取り組んでもらう機会を設けます。

(2) 福祉教育の支援

① 福祉教育情報の提供

市内の小・中学校を対象に、「福祉教育ニュース」を年2回、市内の小学4年生～中学3年生を対象に、「わたしもぼくもボランティア」を年1回発行します。

また、ボランティア活動推進協力校の取組内容を事例集としてまとめ、各学校に配布します。

(福祉教育ニュース)	169校	各1,300部
(わたしもぼくもボランティア)	169校	51,000部

② 教員向け福祉教育講座の開催

市内の小・中学校、特別支援学校教員を対象に、福祉教育プログラムの作成などの「福祉教育及びボランティア学習に関するテーマ」を取り上げた福祉教育講座を開催します。

③ 福祉体験用具貸出

市内小・中・高等学校が行う福祉教育を支援するため、福祉体験用具の貸出しを行います。

④ 講師派遣

市内の小・中・高等学校の児童・生徒、その保護者を対象に、障害のある方等を講師として派遣し、体験談の講演や体験学習を通じた支援を行います。

⑤ 出張ボランティア・福祉体験講座の開催

職員が市内の小・中・高等学校に出向き、児童・生徒を対象にボランティアに関する講演や高齢者疑似体験、車椅子の体験指導を行います。

⑥ 地域でのボランティア体験の場・活動機会の提供

地区部会に、「ボランティア受入協力地区」になってもらい、小・中学校と連携しながら、地域でのボランティア活動の体験を希望する児童・生徒の受入れを行うことで、地域における福祉教育への協力体制を構築し、福祉教育の支援を行います。

3 小地域福祉活動の活性化

小地域福祉活動を活性化する上で中心的な役割を担う地区部会が、地域の住民同士のふれあいや福祉活動の広報啓発など、小地域における福祉の推進を目的とする各種事業を行うにあたって、より良い事業展開のための提案や継続的に実施できるよう助成するなど、コミュニティーソーシャルワーカーが中心となり、地区部会活動の支援に努めます。

また、地区部会を中心とした小地域福祉活動を継続的に推進していくためには、担い手の確保および育成が必要であり、福祉活動推進員等の知識や技術の向上を目的とした研修に取り組み、地区部会活動の担い手育成に努めます。

さらに、介護保険制度の改正を踏まえ、新たに地域支え合い活動の推進に取り組むほか、地域福祉を推進する上で、地域福祉活動に取り組む各種団体・関係機関と地域における福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを効果的に図っていくために、個々の機能を活かしながら、役割分担を明確にしつつ、連携・協働を継続的に図っていきます。また、他の社会福祉法人等の協力を得、新たに買物支援サービスモデル事業に取り組みます。

(1) 地区部会活動の支援

① 広報紙（地区部会だより）の発行

地区部会が主体となり、地域の住民に対して地区部会活動への理解と担い手を確保・育成していくために、広報紙（地区部会だより）の発行を通して地域福祉の推進を図ります。

実施地区部会数：68地区

② ふれあい食事サービス事業の推進

地区部会がボランティアや福祉施設の協力を得て、会食または配食により、高齢者の心身の健康保持及び社会参加の促進を図ります。よりよい事業展開ができるよう実施地区部会を支援します。

実施地区部会数：40地区（定期実施型）18か所
（行事实施型）21か所
（施設利用型）4か所

③ ふれあい・いきいきサロンの推進

地区部会が主体となり、地域の中に高齢者同士の語らいの場を設け、閉じこもり防止や寝たきり、認知症の予防を行うとともに、高齢者の仲間づくりを図ります。より良い事業展開と継続的に実施できるよう実施地区部会を支援します。

実施地区部会数：62地区（366か所）

④ ふれあい・子育てサロンの推進

地区部会が主体となり、子育て中の親子が自由に集い、ボランティアとの交流を通して、仲間づくりを促進します。より良い事業展開と継続的に実施できるよう実施地区部会を支援します。

実施地区部会数：58地区（102か所）

⑤ ふれあい・散歩クラブの推進

地区部会が主体となり、高齢者とボランティアによる散歩を通して、閉じこもりの防止や健康保持を行うとともに、高齢者の仲間づくりを図ります。より良い事業展開と継続的に実施できるよう実施地区部会を支援します。

実施地区部会数：36地区（70か所）

⑥ 地区部会ボランティア講座の開催

地区部会が地域の住民に対して地区部会活動への理解と担い手を確保・育成していくために、ボランティア講座の開催を通して地域福祉の推進を図ります。

実施地区部会数：58地区

⑦ 見守り活動の推進 **【重点事業】**

地区部会が地域の各種団体・機関とのネットワーク化を図り、ひとり暮らし高齢者等に対して、日常的な見守りや声かけによる安否確認等により、安心して地域で暮らせるような仕組みづくりを進めます。より良い事業展開と継続的に実施できるよう実施地区部会を支援します。

実施地区部会数：38地区（529町内自治会）

⑧ 地域支え合い活動の推進 **【重点事業】**《新規》

地区部会が地域の各種団体・機関とのネットワーク化を図り、掃除や買い物などの生活行為の一部が困難な方等に対して、日常的な生活支援等、安心して地域で暮らせるような仕組みづくりを進めます。より良い事業展開と継続的に実施できるように実施地区部会を支援します。

実施地区部会数：19地区

⑨ 福祉活動推進員研修会の実施

地区部会活動の中心的な役割を担う福祉活動推進員を対象に、地域の福祉課題の発見・把握、課題解決につなげるための知識や情報を習得してもらうための定期研修を年4回実施します。

⑩ ふれあい食事サービス事業研修会の実施

ふれあい食事サービス事業ボランティアに対して、参加者に喜ばれる食事の調理や食中毒等の予防に関する調理実習と衛生講習の研修会を年1回開催します。

⑪ 地区部会役員・実務者研修会の実施

地区部会が継続的に地域の福祉課題に取り組めるよう、地区部会役員等を対象に、地域福祉活動に関する知識や実務に関する研修を年2回開催します。

(2) 地区部会活動推進のための基盤整備

① 地区部会設立の支援

市内全域で住民主体による小地域福祉活動が展開できるよう、地区部会未設置区域の住民や団体等に対して、地域福祉活動や社協の事業、更には地区部会活動についての説明をするとともに地区部会設立のための働きかけを行います。

② 地区部会活動拠点確保の支援

継続的に地区部会活動を展開していくため、地域における社会資源を把握するとともに、行政、民間企業、社会福祉施設等へ地域福祉への理解を求め、活動拠点確保に向けた働きかけを行います。

③ 地域福祉活動推進のための制度設計

地域福祉活動を推進していく上で、地域住民が地域の福祉課題を共有化し、効率的かつ効果的に課題解決に向けた取り組みができる仕組みのあり方についての調査研究を行います。

(3) 各種団体・関係機関との連携・強化

① 各種団体・関係機関との連携・協働

地域福祉を進めていく上で、各種団体・関係機関等のそれぞれの機能を活かしながら役割分担を明確にしつつ、地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行っていくために、引き続き連携・協働を図ります。

② 買物支援サービスモデル事業の実施 **【重点事業】**《新規》

買物弱者が多数存在する地域住民に対し、高齢者福祉施設、店舗等が連携し、買物支援事業の仕組みづくりを行います。

4 ボランティア活動の促進

多様なボランティアニーズに対応するためには、多くのボランティア活動者を確保する必要があることから、ボランティア活動に興味・関心がある方へのきっかけづくりに取り組みます。

また、多様なボランティアに関する相談や支援のため、ボランティアの紹介・調整や各種講座の開催、企業等からの相談体制の強化等に積極的に取り組み、相談・支援体制の強化・充実を図ります。

大規模災害時におけるボランティア活動への対応に早急に取り組む必要があることから、災害ボランティアの確保・育成に取り組むとともに、災害時における避難行動要支援者の避難の誘導及び災害時に支援活動にあたる県内外からのボランティアの受入れを想定した災害ボランティアセンターの設置運営訓練を行います。

(1) ボランティアの育成

① ボランティア活動のきっかけづくり

ボランティア活動への参加のきっかけとなる市民の自主的なエコキャップなどの収集・リサイクル活動等へのサポートを通じて、啓発を図ります。

② ボランティア入門講座の開催 **【重点事業】**

小学生向け、中学生向け、高校生・大学生向け、シニア向け及び一般向けにボランティア活動を始めるきっかけづくりとして、体験を含めた講座を開催します。

③ ボランティア養成講座の開催

入門講座修了者やボランティア実践者を対象に、様々な活動依頼に対応するため、必要な知識や技術のステップアップを図る講座を開催します。

(2) 相談、支援体制の強化・充実

① ボランティア相談の受付

ボランティア活動をしたい市民や活動を実践している方が必要とする情報を収集し、提供します。

② ボランティアの紹介

ボランティアを必要とする市民からの相談に応じ、ボランティアの調整・紹介を行います。

③ 社会福祉施設等のボランティア担当者のための支援

施設のボランティア担当者に対し、ボランティア受入基礎知識や活動プログラム作成等の研修を開催します。

④ 企業の社会貢献活動への相談・支援

企業からの社会貢献の相談に応じ、活動事例などの情報を提供します。

⑤ ボランティア基金事業

ボランティア基金を運用し、その果実をボランティアグループに助成します。

(3) 災害時におけるボランティア体制の整備

① 災害ボランティア講座の開催

災害ボランティアセンターで活動するボランティアを育成するため、災害ボランティア講座を年2回開催します。

② 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

災害時に備え、災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施します。

③ 災害時における避難行動要支援者の避難支援等に対応した避難訓練の実施

【重点事業】 <新規>

災害時に備えて、平常時から避難行動要支援者を把握し、避難支援等の訓練を実施します。

5 権利擁護の充実

成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発を図り、支援を必要とする市民の利用に結びつくよう理解の促進に努めるとともに、きめ細やかなサービスを迅速に提供できるよう体制整備に取り組みます。

また今後、制度の利用者が増えることが見込まれるため、市民後見人の養成に取り組みます。

(1) 成年後見支援センター機能の充実

① 成年後見制度等の周知

成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発を図るため、市民向けの講習の開催や市民の依頼に応じて出前講座を行うほか、町内自治会などへのチラシ配布や社会福祉施設などへポスター掲示を行います。

市民向け講習会 年2回

② 成年後見制度に関する相談・対応

成年後見制度の利用や家庭裁判所への申立て手続きに関する相談などに適切に対応します。また、弁護士による法律相談を実施します。

弁護士相談 月2回

③ 日常生活自立支援事業

財産管理や福祉サービスの利用手続きが独力では難しい高齢者や障害者に対して、本事業を利用するための初期相談、契約、実際の支援活動を適切に実施します。また、利用促進に向けた関係機関への事業周知及び広報活動に努めます。

④ 権利擁護事業の支援体制整備

権利擁護事業に関する各区事務所の初期相談機能を強化するための職員研修を実施します。また成年後見支援センターは専門的な相談や業務が行われるよう支援体制を整備していきます。

⑤ 関係機関との連携強化

あんしんケアセンターや相談支援事業所など関係機関や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職との情報交換を通じて権利擁護の連携強化を進めます。

⑥ 市民後見人の養成

市民後見人を養成するための研修を実施し、研修を修了した者には、後見候補者として登録するとともに、更なるスキルアップの機会を設けます。

市民後見人養成研修（基礎編）の実施

市民後見人養成研修（応用編）の実施

市民後見人養成研修（実務編）の実施

市民後見人フォローアップ研修の実施

⑦ 法人後見の推進 **【重点事業】**

市民後見人養成研修を修了した者を法人後見支援員として雇用し、体制整備を図り、市長申立だけでなく、受任する対象を拡大します。

⑧ 市民後見人の選任

市民後見人養成研修を修了した者を後見人等候補者として推薦し、家庭裁判所による後見人選任をめざします。

6 在宅福祉サービスの充実・支援

在宅で安心して生活できるよう、短期的に福祉機器を必要とする方に無償で貸し出し、利用者や介助者の利便性の向上及び経済的負担を軽減します。また、市民の生活上の悩み事相談に応じ問題の解決へつなげます。

(1) 在宅福祉機器の貸与

① 車椅子貸与事業

短期間、車椅子が必要な方へ2か月（最長6か月）を限度として、無償で貸し出し、利用者や介助者の利便性の向上及び経済的負担を軽減します。

(2) 心配ごと相談所の運営

① 相談業務の実施

市民の生活上のさまざまな悩み事相談に、経験豊かな相談員が面談、電話で応じて問題解決を図ります。

また、法律問題を伴う相談に応じるため、弁護士による法律相談を行います。

開所時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10：00～15：00

相談員 民生委員・児童委員及び有識者 計14名

② 相談員の研修の実施

相談員が変化する社会情勢に対応した適切な助言ができるよう、外部講師による勉強会、新任相談員の研修等を実施し、相談員の資質と相談技術の向上を図ります。

7 子育て支援

子育て家庭への支援として、千葉市の放課後児童健全育成事業（子どもルームの運営）を受託し、就労家庭の児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てを支援します。

また、自主事業として、交通遺児、在宅重度心身障害児への慰問金などの支給を通じた支援を行います。

（1）放課後児童健全育成

① 放課後児童健全育成事業 《受託》

就労等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てを支援します。

（2）交通遺児援護

① 交通遺児援護事業

小・中学校在学の交通遺児に入学祝い金や歳末慰問金などの支給を通じた支援を行います。

（3）心身障害児福祉の推進

① 心身障害児福祉事業

小学1年生から中学3年生までの重度心身障害児の養育者に対して歳末慰問金などの支給を通じた支援を行います。

8 生活安定のための支援

生活保護人員や世帯の増加傾向を踏まえ、定款第2条第8号に基づき包括的かつ継続的な相談支援（無料の職業紹介を含む。）や地域における自立支援が行えるサービス提供主体の発掘等による生活困窮者支援の仕組みづくりを行います。また、新たな総合相談の推進と関係機関・組織の横断的な連携を図ります。

（1）生活福祉資金貸付事業

事業の実施主体である県社協との緊密な連携のもと、貸付金を必要とする市民へ速やかに融資します。また、借受世帯に対し訪問、面接を計画的に行い世帯の自立を支援します。

（2）千葉市生活困窮者自立促進支援事業 《受託》【重点事業】《新規》

生活保護に至る前の生活困窮者が、生活困窮から早期脱却するために、相談支援により抱えているニーズを把握し、本人の状態に応じた支援計画を策定するとともに、自立相談支援を包括的かつ継続的に行い、自立に向けた支援を行います。

① 自立相談支援事業

生活困窮者の様々な状況とその問題点を把握・評価・分析し、自立に向けた効果的な支援が行われるように支援計画を策定し、支援を行います。

また、支援実施中にも定期的に評価を行い、状況に応じた計画の見直しや、支援終了後にも安定した生活維持のための相談なども行います。

（3）緊急一時的な食糧支援事業

フードバンク実施団体と連携し、緊急一時的な生活困窮者への支援を行います。

9 福祉施設や団体との連携・支援

社会福祉法人等に対する施設整備費用の貸付や、民間社会福祉施設や社会福祉団体に対し事業費等を助成することにより、地域福祉を推進します。また、小地域福祉活動活性化のため、施設や団体との連携の強化を図ります。

(1) 施設団体等助成

① 施設団体等助成事業

社会福祉団体の福祉活動の増進と民間社会福祉施設の事業が適切に実施されるよう、事業等に要する経費を助成します。

(2) 社会福祉事業振興資金貸付

① 社会福祉事業振興資金貸付事業

社会福祉法人等が設置運営する社会福祉施設の整備等に必要な資金を融資します。

(3) 各種団体・関係機関との連携・強化

① 各種団体・関係機関との連携・協働 《再掲》

地域福祉を進めていく上で、各種団体・関係機関等のそれぞれの機能を活かしながら役割分担を明確にしつつ、地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行っていくために、引き続き連携・協働を図ります。

10 人材育成のための研修の充実

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで、千葉市社会福祉研修センターが指定管理者として、社会福祉施設職員等や行政職員を対象に、福祉を担う人材育成と資質の向上を図るために、計画的かつ体系的に研修を実施していくとともに、市民を対象に幅広い知識をもてるよう社会福祉セミナーを実施します。

(1) 指定管理の研修

① 社会福祉施設職員研修

福祉従事者の確保・定着が求められるなか、人材育成と資質の向上を図るため、新任・中堅・指導監督の3階層別研修と看護・栄養・労務・介護技術等7項目の専門課題についての研修を実施します。階層別研修の一部の階層において、全国社会福祉協議会が平成25年度から本格実施を始めた「社会福祉施設従事者のキャリアパスに対応した生涯を通じた研修」を中堅職員とチームリーダーの2階層において実施します。また、対応講師の育成のため、講師養成研修への派遣と、近隣の社会福祉研修センターの実施状況なども踏まえて展開します。

② 社会福祉法人研修

健全な法人経営や適正な施設運営を図るため、社会福祉法人の経営者・施設長を対象に、法人経営・施設運営に関する専門知識についての研修を実施します。

③ 介護専門職員研修

介護職員の人材育成と資質の向上を図るため、訪問介護事業所・居宅介護支援事業所のホームヘルパーとケアマネジャーを対象に、専門的知識や介護技術を習得するための現任研修及び指導者研修等を実施します。

④ 行政職員研修

福祉担当者の資質の向上を図るため、生活保護担当職員は4階層及び福祉担当職員は2階層に分割し、全体で6研修を実施します。

⑤ 市民対象研修

福祉に関する幅広い知識や情報を提供するとともに、市民のニーズに対応した内容の社会福祉セミナーを実施します。

(2) 指定管理以外の研修

① 認知症介護専門職員研修 《受託》

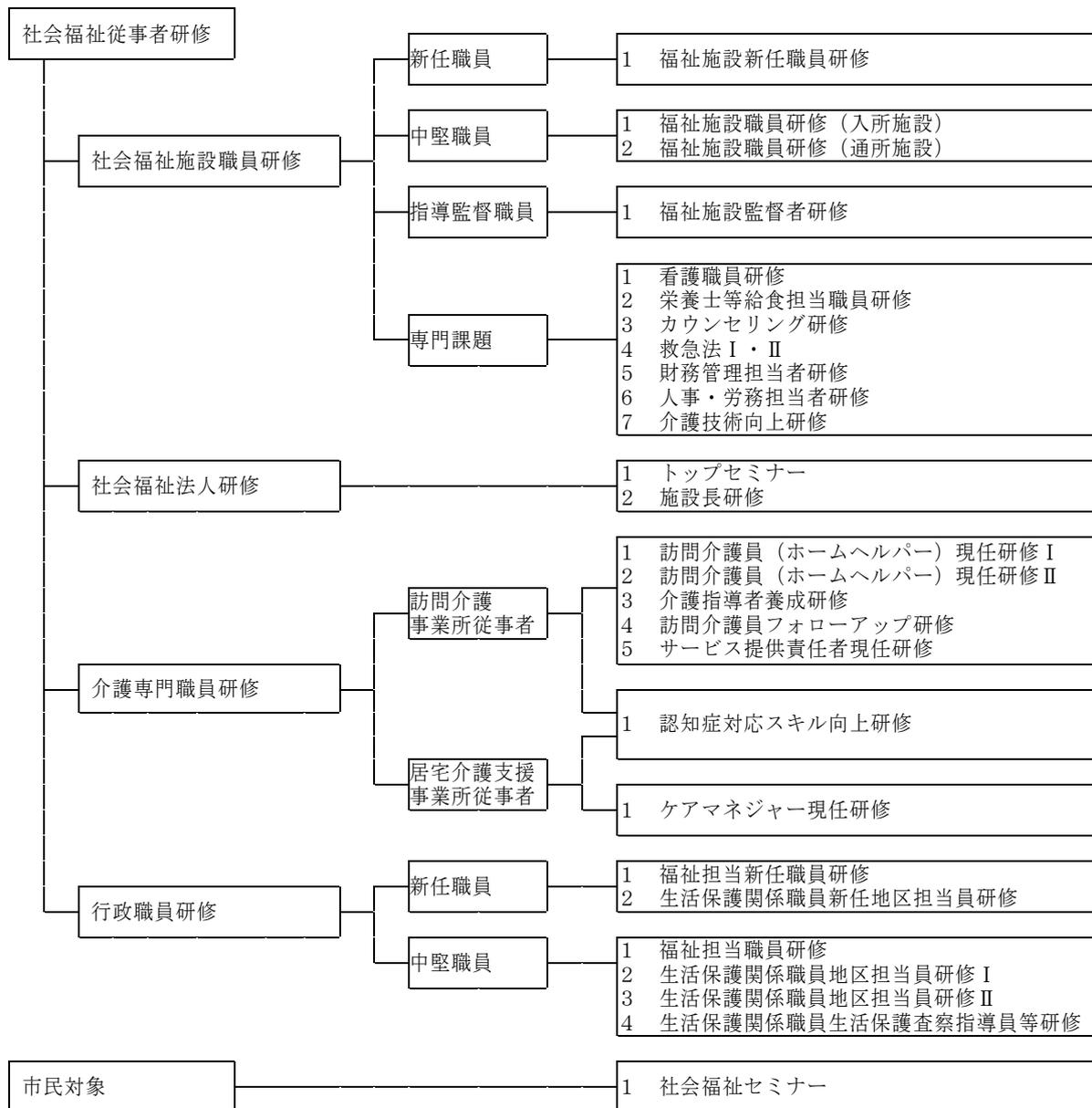
市の事業方針等に基づき、専門職員の資質の向上を図るため、社会福祉施設等の介護職員を対象に、認知症介護の専門的知識や技術の習得を図る研修を実施します。

② 地域福祉従事者研修 《受託》

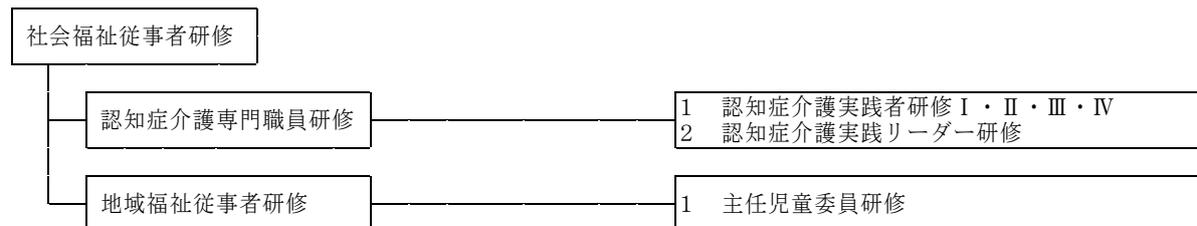
市の事業方針等に基づき、主任児童委員の資質の向上を図るとともに、児童福祉問題に取り組めるよう研修を実施します。

平成27年度 研修体系

< 指定管理研修 >



< 指定管理以外の研修 >



(3) 社会福祉士養成課程援助実習の実習生の受け入れ

社会福祉士養成課程における相談援助実習の実習生を受け入れ、各部署において社会福祉士として必要な知識及び援助技術を取得するための実習指導を行なうとともに、実習プログラムの充実を図り、実習生の受入数を増やします。

1 1 広報活動の充実

様々な年齢層の市民に対して、市社協とその活動についての理解を図っていくために、市内で開催されるイベントに参加するなど、PR活動を積極的に行います。

(1) 社協のPR活動

① 社協だよりの発行 《再掲》

社協の存在や地域福祉の現状を広く市民にPRするため、社協だよりを年4回発行し、各町内自治会での回覧や公共施設などへの配架を通じて、多くの市民へ情報を提供します。

② ホームページの充実 《再掲》

社協活動をはじめ地区部会や各種ボランティア団体の活動状況をホームページにわかりやすく掲載するとともに、地域で必要とされる様々な福祉情報を提供します。

③ 各種イベントでのPR活動

各区単位で開催される区民まつり、地区部会が参加・主催するイベント等に参加し、社協や地区部会活動の活動をPRします。

④ 出前講座の実施

市民に市社協活動などについて、説明することにより、理解促進を図っていきます。

多くの市民から出前講座実施の要請を得られるよう内容の体系化を図り、PRを強化します。

12 体制の充実・強化

地域福祉活動を継続的に推進するため、市民及び施設・企業などに社協活動や会員制度への理解を求め、会員の拡大に向けて積極的に働きかけるとともに、会員制度のあり方について検討し、必要に応じて見直しを行い、一層の理解と協力を得られるよう努めます。

また、市社協独自の事業展開のために、自主財源確保のための取組みを積極的に行い、財政基盤の強化を図るほか、「企画提案・調整型社協」として、地域特性に応じた適切なサービスが提供できるよう、市社協の組織体制の充実と職員の資質向上のための取組みを積極的に推進します。

(1) 会員の拡大

① 住民会員の拡大

市民に社協の活動を理解してもらい、市社協会員として継続的に地域福祉に参加してもらえるよう、地区部会を通して会員の拡大に努めます。

② 特別会員・賛助会員の拡大

市内の企業、福祉施設・団体等に社協活動を理解してもらい、市社協会員として継続的に地域福祉に参加してもらえるよう、会員の拡大に努めます。

③ 会員制度の見直し

会員制度について、地域住民や町内自治会、地区部会等関係機関に対し、市社協の会員制度の仕組みや意義を理解してもらえるよう、調査・検討を行います。

(2) 自主財源の確保

① 収益事業の実施

社協の事業に係る書籍や保険の斡旋、社協ならではの物品の販売等を行います。

② 赤い羽根共同募金の増額

新たな寄付者・団体の拡大を図る中で、寄付者へ募金の使途等をわかりやすく周知し協力を得られるよう努めます。

③ 有料広告の利用促進

社協だよりやホームページ等への広告掲載を希望する民間企業等を募集し、広告料収入の増額を図ります。

(3) 組織体制の充実・強化

① 区事務所の機能充実

区事務所に配属されたコミュニティーソーシャルワーカーによる相談業務や、地域の課題解決に向けたコーディネート機能を高め、迅速かつ弾力的な対応を行います。

② 職員の資質向上

職場内研修の実施や職場外研修への派遣とともに、資格取得を促進します。